

令和4年度第1回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会議事録

日 時 令和4年5月11日（水）
午後2時から午後3時まで
場 所 宮城県庁行政庁舎4階特別会議室

司会 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。開会前ではありますが、本日の会議について御連絡させていただきます。

本日の会議は、新型コロナウイルスの感染防止対策といたしまして、会議室で出席されている皆様には、御発言の際も含め、会議中のマスク着用をお願いしております。また、消毒液の設置のほか、マイクの消毒や定期的な換気を行わせていただきます。御不便をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

[開会・あいさつ]

司会 令和4年度第1回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を開会いたします。

はじめに、本審議会は、18名の委員により構成されておりますが、本日は、10名の委員に出席いただいております。宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例第17条第8項の規定により、成立条件である半数以上の出席をいただきましたことから、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本審議会は情報公開条例第19条の規定により公開で行うこととしておりますので、御了承願います。

それでは、議事に移る前に、本日の配付資料を確認させていただきます。

事前にお送りしております資料は、会議次第と、資料1が、枝番1から2までございます。また、参考資料といたしまして、1から3までございます。

なお、事前にお送りした資料に一部修正がありましたので、会議次第及び参考資料3を机上配布しております。また、本日、追加で机上に席次表を配布しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の佐藤から御挨拶を申し上げます。

佐藤部長 (挨拶)

司会 続きまして、本年4月の人事異動によりまして、新たに就任された委員が3名いらっしゃいますので、五十音順に御紹介します。

東北電力株式会社、木村 一郎 宮城支店副支店長でございます。

木村一郎委員 木村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

司会 東北経済産業局、杉山 佳弘 資源エネルギー環境部長でございます。

杉山委員 杉山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

司会 仙台市、細井 崇久 環境局長でございます。

細井委員 細井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会 次に、事務局を紹介させていただきます。

(事務局の紹介)

皆様よろしくお願ひします。

ここからの議事進行につきましては、和田山会長に議長をお願ひしたいと存じます。和田山会長よろしくお願ひいたします。

[議事]

(審議事項) (仮称) 太陽光発電施設の設置等に関する条例の最終案について

和田山会長 ありがとうございます。それでは議長を務めさせていただきたいと思ひます。

お手元の議事次第に従ひまして、議事を進めるわけですが、本日は議題として先ほど佐藤部長の方から、審議事項から1件、仮称で太陽光発電施設の設置等に関する条例の最終案についてという審議内容でございます。

これらにつきましては昨年の12月に知事から諮問がありまして、これまで継続して審議を行って、パブリックコメントも行ったわけですが、本日は最終案の検討ということになりますので、まずは皆様に御審議いただき、答申を行う流れとなります。それでは資料に従って事務局の方から説明をお願ひいたします。

室長 (資料1, 1-1, 1-2に沿って説明)

和田山会長 どうもありがとうございました。

それでは審議事項(仮称)太陽光発電の設置等に関する条例について御説明があったわけですが、これにつきまして委員の皆様方から、御質問あるいは御意見を頂戴したいと存じます。挙手をしてご発言ください。

木村一郎委員 私の方から最終案の段階で大変恐縮でございますが、2点質問と、1点、感想を申し上げます。

まず1点目、第13条、地位の承継に関するところございまして、施設の売買取引にあたっての届出のあり方についてお尋ねしたいと存じます。

太陽光発電事業の進め方としましては、事業者自らが太陽光発電所を所有して事業を運営するケースだけでなく、実質的な事業者である出資者が、事業運営会社であるSPCを設立し、SPCが太陽光発電所を所有した上で事業を運営するケースがございます。この場合、条例に規定される事業者というのは、SPCへの出資者ではなく、事業会社であるSPCになると理解しております。

昨今、すでに完成した太陽光発電所の売買取引が活発に行われている状況にありますが、こうした取引がSPCの譲渡売買によりなされるというケースが多いというふうに認識しております。

この場合、出資者が変わるものの、条例で事業者と規定されるSPCに変更はないということになりますので、第13条に定めるような、地位の承継は発生せず、届出は不要という整理になると思ひますが、そうした理解でよろしいかどうか、取り扱いについてお伺ひしたいと存じます。

また第13条で規定する届け出については、30日以内という期限が定めら

れておりますので、あらかじめ届出内容を公表しておくことが望ましいと感じました。

2点目でございますが、経過措置、附則に関連して、規制区域における既存施設の管理についてお尋ねしたいと思います。

附則には、設置規制区域及び設置許可申請等に関する事項につきましては、本条例の施行日前に、工事に着手した施設、既存施設には適用しない、とありますが、規制を遡及適用しないとしても、実際に設置規制区域設置されている発電所には、設置規制区域外の発電所より、土砂災害等を考慮した慎重な対応が必要と考えられます。

つきましては、既存施設が設置規制区域に、既に設置されている場合の管理のあり方について、県のお考えをお伺いしたいと思います。

3点目は、パブリックコメントの意見等のナンバー3についてでございます。これは感想ということになります。

既存施設を含むすべての50キロワット以上の太陽光発電施設は、その状況を知事に届け出るとともに、維持管理等計画を公表する必要があるとありますが、この趣旨からすると、既存施設に係る事業承継や廃止になった場合も、第13条、第14条に基づく届出が必要になると思われま。明確化の観点から、パブリックコメントのナンバー3に、既存施設は廃止時と地位の承継時の届出が必要と明記しておくことが丁寧かと思われました。

私からは以上でございます。

和田山会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

小林室長 お答え申し上げます。

事業承継についてですが、SPCが太陽光発電施設の設置者になっている場合ということで、その出資者が変わったとき、承継の届出が必要かどうかということのご確認でございました。こちらは出資者が変わったことによって、の届出は不要だと認識してございます。それから届出すべき内容をあらかじめ明記すべきという御指摘がございましたので、そのようにさせていただきたいと考えております。

それから2番目につきましては既に設置規制区域内に設置されている太陽光発電施設につきましては慎重な対応が必要であるという御指摘でございました。御指摘の通りかと思。当室で、設置規制区域内にすでに設置されているものとして把握している太陽光発電施設は、正確な数は不明ですがおよそ15施設ほどあるのではないかと認識しております。こちらにつきましては御指摘の通りでございますので、届出の内容で、しっかりとした危険防止対策が実施されていることを確認して、改善の必要がある場合は、条例に基づき適切な指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから3番目の御指摘、パブリックコメントの回答の内容につきましては、わかりやすく書くべきというお話だったと認識しております。検討の上、公表資料等を調製させていただきたいと思。御指摘、大変ありがとうございます。

和田山会長 私の方から、2点目のところについて、設置規制区域内の既存施設が、15施設ぐらいありそうだということですが、条例の施行前に、確認するというところでございますか。それとも、施行後でしょうか。

小林室長 現在もガイドラインがございますので、設置規制区域内の既存施設について届出がなされているかどうかを確認して、必要な措置等について検討して参りたいと考えております。

和田山会長 木村委員，よろしいですか。

木村委員 はい。結構でございます。

和田山会長 ありがとうございます。他に、御質問・御意見等ございましたら、挙手をお願いします。

小野田委員 今日御説明いただいたこととは、直接的には関係しないのですが、この議論が始まった最初の頃に同じ事を申し上げたかも知れませんが、国全体で見ると、50キロワット未満の太陽光が問題になっているケースが多いですね。ですので、廃棄費用の積み立ての話も、そういったところをターゲットにしているということもございますので、50キロワット以上だけやればいいみたいな形ではなくて、やはり太陽光全体として、抵抗していくというメッセージは何らかの形で出していった方がいいなというふうに、ちょっと御説明を聞いて、思いました。コメントですが、私からは以上です。

和田山会長 ありがとうございます。事務局，いかがでしょうか。

小林室長 はい、御指摘の通り、当県の条例では50キロワット以上の施設を対象にしていますが、当然50キロワット未満でも問題が起こりうると認識しております。

各市町村等においては、50キロワット未満の施設も対象とした条例を制定しているというところもありますが、県といたしましても、50キロワット未満の太陽光発電施設であってもしっかりと国のガイドラインなどに基づいて、設置・運営・廃棄等をしていくよう、メッセージや、できる限りのことを発信していきたいと考えております。

和田山会長 小野田委員，いかがでしょうか。

小野田委員 承知しました。

和田山会長 他にございますでしょうか。

松崎委員 条例案自体の話はよくわかりました。以前、資料もないので全く勘違いかもしれないのですが、太陽光発電事業が終わった後の廃棄についてのガイドラインも、検討したらどうだ、みたいな話がどこかに一文あったような気がして、この条例に盛り込むべきということではないのですが、廃棄については、また別途検討するという理解でいいのか教えていただければありがたいです。

和田山会長 ありがとうございます。事務局，いかがでしょうか。

- 小林室長** 廃棄についてもですね、非常に大きな問題だと考えております。
20年後ですね、本来はもう少し保つとは言われておりますが、太陽光発電施設が老朽化して、機能を果たさなくなった場合の廃棄をどうするか。これは非常に大きな問題だと考えております。
これについては、国でも検討をしており、今年の7月から、事前に廃棄費用を強制的に積み立てさせる制度が導入されます。これによってですね、一定程度、廃棄の問題は解決するだろうというふうに考えてございますが、なお、国の動向等も踏まえて、必要な対策があれば、講じて参ります。
- 松崎委員** 先ほど、小野田先生もおっしゃった50キロワット未満の話じゃなくてこの大規模な方も同じように積み立てで対応するというのが国の動きだということでしょうか。
- 小林室長** はい。そのように存じております。
- 松崎委員** ありがとうございます。
- 和田山会長** この件について、50キロワット以上の施設とそれ未満の施設の件数の大体の割合は把握されていますか。
- 小林室長** ちょっと時点がずれるのですが、FIT認定の数で申しますと、50キロワット未満が約7000件、50キロワット以上が約700件となります。
- 和田山会長** ウェイトとしては、50キロワット未満の件数は多いけれども、発電量としては50キロワット以上の方が大きいという理解でよろしいですか。
- 小林室長** 令和2年度時点の、当県のFIT認定を得た太陽光発電施設の設備容量の総計が260万キロワットになります。そのうち、50キロワット未満ですと32万2000キロワットですので、出力で申しますと、50キロワット以上の方が圧倒的に多いということになります。
- 和田山会長** だから今回の条例が実効的であるということになるということですね。
- 小林室長** はい。
- 和田山会長** はい、ありがとうございます。他に御意見ありますでしょうか。
- 斎藤委員** 御説明ありがとうございました。3点ほど、基本的なところをもう1回教えていただきたく存じます。
一つ目、太陽光発電施設とはどういう定義でしょうか。少ないかもしれませんが、蓄電池を併設する場合、例えばナトリウムイオン電池などは、消防法等と関係していたような記憶がありますが、太陽光発電施設の範囲がどこまでになるのか確認しておきたいと思いました。
もう一つは50キロワットっていう容量についてですが、太陽光発電の場合基本的には電力系統につなぐ前に、交直変換器がありますが、50キロワットとは変換機の出力を指すのか、それとも太陽光発電パネル自身の出力を指すのか

か確認させてください。

三つ目、第12条の維持管理についてですが、事業者が継続的に発電設備を維持管理できるだけの経営能力があるのかどうかまで踏み込んで、維持管理等計画を確認することになるのか教えていただければと思います。

和田山会長 ありがとうございます。事務局、回答をお願いします。

小林室長 太陽光発電施設の定義について、太陽光を電気に変換する施設、及びその附属施設、ということにしてございますが、蓄電池までは含まれていないというふうに認識しております。

容量については、変換器の出力（パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方）により判断をいたします。

維持管理について、経営状態まで確認するのかということですが、国のガイドラインに従って、しっかり計画がなされているかというのは届出の際に確認をしていきたいと考えておりますが、その中でできるだけその経営状況等についても確認をして参りたいというふうに考えております。以上です。

和田山会長 斎藤委員、いかがでしょうか。

斎藤委員 附属設備に蓄電池も含まれるとすれば、蓄電池そのものに対する安全性等についても配慮する必要があるのかなというのがちょっと気になったところでした。

それから最後の維持管理のところですが、この条例は施設の設置の段階だけの話ではきつとなく、施設が設置されてから廃止までを一貫して見る条例かと思っておりますので、途中の段階で、事業者が経営をできなくなって設備を捨て去ってしまうようなことがあると、設置されている市町村或いは県が税金を使って何かをしなければいけない事態にならないとも限らないと感じますので、経営状況をどう見ていくのか気になったという感想というかコメントでした。以上です。

和田山会長 蓄電池の取扱いについては、消防法等の別な縛りがあるのかもしれませんがご確認くださいませ。

他にございますでしょうか。

佐藤憲司委員 第3条の、事業者の責務の条例施行規則に、環境保全及び景観保全の観点とありますが、宮城県は以前より新みやぎグリーン戦略として、森林の保全及び機能強化及び生物多様性、自然海洋環境の保全のプランがあります。

環境保全や景観保全について当然事業者の責務として考慮する内容ですが、地域に住居している人々からすれば、生まれ育った土地は、一生涯忘れないふるさととしての郷愁があるものと思います。

これらのことを勘案し、事業計画書に、自然の景観や森林等の環境を保全する費用の計画的な積み立てを行うように、具体的に記入させることができないかと考えます。

また、第5条に規制区域がありますが、逆に規制緩和をする区域ということで、例えば遊休地や湖沼、池や沼に太陽光発電施設を設置できるようになればと個人的には思っておりますがいかがでしょうか。以上です。

和田山会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

小林室長 先ほど申し上げた廃棄費用の積み立ては、国の方で売電収入から強制的に廃棄費用を積み立てさせて、廃棄するときに適正な申請に基づいて積み立てた額を取り戻し、廃棄を行うという仕組みです。

今回は、森林を復旧するための費用等を強制的に積み立てさせることはできないのかという御質問だと思いますが、民間の土地を適切な手続きを経て、林地を開発したということであれば、その所有者の考えも関わりますので、一律に必ず森林に戻すというようなことを条例で規定することは困難だと考えております。

それから遊休地の活用についてはそのとおりだと考えております。国でも、国土交通省等が、公共用地を太陽光発電に活用するための規制緩和等も考えておりますので、それらの動きも注視しながら、当県としてもなるべく森林を切り開いたりしなくても、適切な土地に太陽光等を設置できるよう、対応を考えて参りたいと考えております。以上です。

和田山会長 ありがとうございます。他にございますか。

杉山委員 今回は最終案のとりまとめ大変御苦労様でございます。御説明いただきました資料1-2の最終案について2点ほど、意見を申し上げます。

まず、第3条、事業者の責務のところについて、2行目に「規則で定める事項を遵守するよう努めなければならない」というがあります。パブリックコメントを行ったときの素案では、その部分が、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という表現でしたので、変更されているという前提での意見です。

最終案では、1項目において、「関係法令の規定を遵守しなければならない」と定める一方で、2項目では、条例施行規則、これも関係法令の一つだと思っております。これについては、遵守に努めるということとなっております。これは関係法令について、遵守規定と努力規定の2種類が並列する形になってないのでしょうかということがまず一つの意見です。

それから、第5条の設置規則区域と、第6条から第9条の、申請許可等についてですが、第3条の施行規則にて、環境保全及び景観保全を追加する一方で、第5条、第6条の施行規則には環境保全及び景観保全に係る追記がないことについての意見でございます。第3条で定める事業者の責務が、第5条で定める許可対象となる事業に対しても適用されるとなると、今回、パブリックコメントの意見を踏まえて、事業者の責務に、環境保全及び景観保全を追加することに対応して、この第5条や、第6条から第9条の施行規則につきましても、何らかの記載を追加された方が、今後の許認可の手続きをされるにあたって透明性が増してよろしいのではないかと思いますので、意見させていただきます。以上です。

和田山会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

小林室長 遵守規定と努力規定が、混在しているのではないのかという御指摘でございますが、今回の最終案は本文そのままの記述ではございませんが、こちらにつきましては、法令担当と条例の書きぶり等について、精査をしまして、矛盾がな

いように整理をさせていただきます。

それから2番目の御意見ですが、パブリックコメントへの対応により第3条の施行規則を変更したことに伴って第5条或いは第6条から第9条の施行規則も変更する必要があるのではないかという御指摘であると理解させていただきました。もう一度精査をさせていただきますが、我々の考えとしては事業者の責務のところについての変更が、設置規制区域或いは許可基準の規則に影響することはないのではと考えております。

和田山会長 ありがとうございます。杉山委員，いかがでしょうか。

杉山委員 どうもありがとうございます。二つ目の意見については、審査をなされる段階で、御苦労されるようなことがないようにという、ある意味、コメントといいますか、感想みたいなものですが、よくご検討された方がよろしいかなというふうに思います。

和田山会長 ありがとうございます。それでは他にございませんでしょうか。

木村和博委員 最終案の取りまとめ大変お疲れ様でございました。
前回、自然環境保全に関する規定を盛り込んでいただきたいという要望を差し上げましたところ、今回、市町村からの意見等もあり、規定として追加をしていただき、ありがとうございました。

全体としては、特にございませんが、意見が1点、それから質問が1点ございます。

意見としては、第3章雑則のところです。事業者に対して、必要な限度において、知事が指導、助言等ができるという表現になっておりますが、この指導・助言・報告の徴収・立入検査は大変大切なところだと思いますので、ここの表現をもう少し強めて、「知事が認める場合は」これらのことをできるというように規定してはいかがでしょうか。

また質問ですが、この条例を実効性のあるものにするためには、施行規則が大切だと思っております。施行規則の決め方については、県の担当部局で決められるということによろしいのか、確認をさせていただきたいと思っております。

小林室長 第15条・第16条などについて、もっと強めの表現にできないのかという御質問だと理解いたしました。

法令については、規制や届出など、事業者の皆様或いは県民の皆様にとって一定の御負担をおかけすることは、必要最低限にすべきという基本的な法学の考え方があります。それに基づきますと、法令担当とは再度協議をさせていただきますが、今のところこの表現が最大限ではないかと考えております。

また、施行規則を誰が作るのかという御質問ですが、これは我々担当部局が適切に対応して参りたいというふうに考えてございます。

和田山会長 木村委員，いかがでしょうか。

木村和博委員 承知いたしました。この施行規則の方が決まった時点で私たちにも、お知らせをいただけるということによろしいでしょうか。

和田山会長 事務局，いかがでしょうか。

小林室長 施行規則は例えば様式など、非常に細かい内容になりますので、要点を掻い摘まんだ資料になるかと思いますが、重要な部分につきましては、皆様方に御理解いただけるよう、ご報告させていただきたいと考えております。

木村和博委員 承知しました、ありがとうございます。

和田山会長 他にありますでしょうか。

佐藤憲司委員 その他の意見ということで述べさせてもらいたいと思います。

私が望むのは、宮城県のイメージアップ戦略です。

現在各自治体では2050年カーボンニュートラルを目指す、ゼロカーボンシティを表明する自治体が増加しております。また、ESG金融の進展に伴い、脱炭素経営に取り組む企業も増加しています。

今まで、宮城県のイメージは、自然が豊富、住みやすい環境との理由で全国でも上位にあります。

さらに東日本大震災の復興県として、来年3月に予定されている世界防災会議の開催等が予定されておりますが、今後将来に対しての宮城県のイメージを全国に発信するために、再エネ・省エネで売り出す戦略が必要と考えます。具体的な内容としては、企業の再エネ需要は年々増え、今後再エネ由来の電気を使わないと取引網に入れなくなる等です。

これを地方自治体に大きなチャンスです。脱炭素で選ばれる地域となれば、企業誘致でき、電気とお金の流れを地域に循環させることで、地方創生が実現できます。

現在エネルギーの安全保障が見直される中で、脱炭素技術への適切な投融資を促す政策が必要となります。

そのためには県民の意識向上、意識啓発を図り、エネルギー先進国にも学びながら、宮城県のイメージアップを行えば、将来的には人口流入、投融資が今以上に図れるものと思います。以上でございます。

和田山会長 事務局、いかがでしょうか。

小林室長 ありがとうございます。佐藤委員の御意見、そのとおりでと思います。宮城県のイメージアップのために、脱炭素で売り出すチャンスだという御指摘であると受けとめました。

7月下旬に予定している次の審議会では、再生可能エネルギー・省エネルギー計画の見直しについて御審議を頂戴したいと思います。その中にこういった考えをしっかりと入れていきたいと思っておりますので、ぜひその時に御意見を頂戴できればと思います。ありがとうございます。

和田山会長 どうもありがとうございました。

皆様から貴重な意見を様々ないただきました。どうもありがとうございます。

本日の議事ですけれども、原案に対して、細かい文言についてはまだ少し検討の余地があるかもしれませんが、総じてはこの方向性で、条例について県議会の方に上程するという方法で、文言修正、細かいところについては事務局に一任していただければというふうに存じますけれども、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし。)

和田山会長 どうもありがとうございます。

それでは繰り返しで恐縮ですが、できるだけ実効的な条例とするための文言修正ということで、事務局の方でもう少し検討していただくということで、よろしくをお願いします。

[その他]

和田山会長 その他につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

小林室長 先ほども申し上げましたが、次回の審議会につきまして、7月下旬の開催を予定しております。その中で再生可能エネルギー・省エネルギー計画の見直しについて、御審議をいただく予定としております。どうぞよろしくをお願いします。

和田山会長 その他にございませんか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了します。ありがとうございます。それでは事務局に司会をお返しします。

[閉会]

司会 和田山会長、大変ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。